

農林業経営体の定義（農業）について

1 1990 年世界農林業センサス

(1) 販売農家区分を導入

兼業化の進展に伴い自給を主体とした小規模農家が増加したことから、商品生産を主たる目的とする「販売農家」と、飯米自給を主体とする「自給的農家」に区分し、自給的農家については同一の調査票のうち回答すべき項目を絞り簡略調査として実施した。

(2) 販売農家の基準

販売農家の基準は、農産物の自家消費相当額と同等以上の販売を得るために必要な経営耕地面積である 30 アールとした。

その一方、養豚・養鶏・施設園芸など耕地を使用しないか、少ない耕地で集約的な生産を行う農業部門については、30 アール規模の土地利用型農業に相当する農産物販売金額 50 万円以上という例外規定を設けた。

2 2000 年世界農林業センサス

(1) 統計審議会農林水産部会における審議

自給的農家については、世帯員及び土地に関する調査項目に限定した簡略調査票で実施するという事務局案に対して、統計審議会農林水産統計部会において、「安定的、継続的に販売農家を捉えることに加え、調査員が販売農家を判定し調査票を配布する際、簡略調査票（自給的農家）に逃げ込むことのないよう、どちらかという調査客体の主観に委ねられる農産物の販売金額について、経営規模を物量ベースで示す必要がある。」と将来に向けた物的指標の検討の必要性が示唆された。

(2) 「2000 年世界農林業センサスの計画について」の答申

上記の審議を受け「2000 年世界農林業センサスの計画について」の答申において、「経営体として販売活動を目的としている農家（販売農家）に重点を絞ること、及び、その際、販売農家であるか否かを判断する指標については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、従来 of 農産物販売金額に代わる物的指標を導入することについて、次回センサスに向けて検討する必要がある」と指摘された。

3 2005年農林業センサス

(1) 農林業経営体概念への転換

前回の答申を受け、2005年農林業センサスにおいて農林業経営体概念を導入する際に、実査対象の安定的・継続的な把握に向けて農業の物的指標を導入した。

(2) 物的指標の導入

農業については、販売農家に相当する農業の規模として、経営耕地面積30アールに加え、農産物販売金額50万円に相当する物的指標を農業経営動向統計の3カ年平均(平成11～13年)を用いて部門ごとに算出し設定した。

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 露地野菜作付面積 | 15アール |
| 施設野菜栽培面積 | 350㎡ |
| 果樹栽培面積 | 10アール |
| 露地花き栽培面積 | 10アール |
| 施設花き栽培面積 | 250㎡ |
| 搾乳牛飼養頭数 | 1頭 |
| 肥育牛飼養頭数 | 1頭 |
| 豚飼養頭数 | 15頭 |
| 採卵鶏飼養羽数 | 150羽 |
| ブロイラー年間出荷羽数 | 1000羽 |
| その他 | 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 |

4 2015年農林業センサスに向けて

(1) 2010年センサス結果における例外規定販売農家の捕捉状況

2010年センサス結果について、10部門の物的指標の基準により、例外規定販売農家をどのくらい捕捉できたかを示すと、主位部門（農産物販売金額1位）ごとに以下のとおりとなった。

| 10部門 | 2010年センサスで用いた物的指標 | 経営耕地面積が30アール未満である販売農家(戸) ① | 物的指標を満たした農家(戸) ② | 物的指標を満たさなかった農家(戸) | 捕捉率(%) ②/① |
|-------|--|-------------------------------|---------------------|-------------------|---------------|
| 販売農家 | | 23,835 | 19,801 | 4,234 | 82.2 |
| 露地野菜 | 露地野菜の作付面積が15アール以上 | 4,231 | 2,854 | 1,377 | 67.5 |
| 施設野菜 | 施設野菜の作付面積が350㎡以上 | 4,847 | 4,261 | 388 | 91.7 |
| 果樹類 | 果樹の栽培面積が10アール以上 | 4,809 | 4,578 | 233 | 95.2 |
| 花き・花木 | 露地花きの栽培面積が10アール以上又は施設花きの栽培面積が250㎡以上 | 2,722 | 2,347 | 375 | 86.2 |
| 酪農 | 搾乳牛の飼養頭数が1頭以上 | 586 | 571 | 15 | 97.4 |
| 肉用牛 | 肥育牛の飼養頭数が1頭以上 | 2,052 | 2,025 | 27 | 98.7 |
| 養豚 | 豚の飼養頭数が15頭以上 | 1,070 | 1,042 | 28 | 97.4 |
| 養鶏 | 採卵鶏の飼養羽数が150羽以上、又はブロイラーの年間出荷羽数が1000羽以上 | 1,471 | 1,427 | 44 | 97.0 |

注：酪農1位及び肉用牛1位については、調査日前1年の間に家畜を飼養していたが、調査日現在(2月1日現在)では、既に飼養していない場合があることから家畜1頭目の条件で適用しても捕捉率が100%とはならない。

「露地花き」と「施設花き」を「花き・花木」に、「採卵鶏」と「ブロイラー」を「養鶏」として集計した。

ア 販売農家全体における外形基準により捕捉できない農家はわずかに0.26%（販売農家1,631,206戸のうち、4,234戸）となっている。

イ 例外規定販売農家における外形基準による捕捉率をみると82.2%となっている。

ウ 露地野菜を除き、施設野菜、果樹類、酪農、肉用牛、養豚、養鶏の部門では、約9割を捕捉している。

露地野菜の捕捉率が低くなっているのは、複合的な農家が多く、品目の種類も多いため、その収益性に差がみられ、品目ごとの販売額が幅広く分布しているためと思われる。

以上のように、農林業経営体の農業の規模として、経営耕地面積に加え導入した物的指標については、農林業経営体調査として捕捉すべき対象を効果的に把握していることが検証されたところである。

(2) 物的指標が示す農業の規模

農業経営統計調査結果から部門ごとに物的指標の単位当たりの農業粗収益を算出すると、どの部門においても概ね 50 万円に近傍するものとなっており、実態として見直しが必要なほどの乖離は認められなかった。

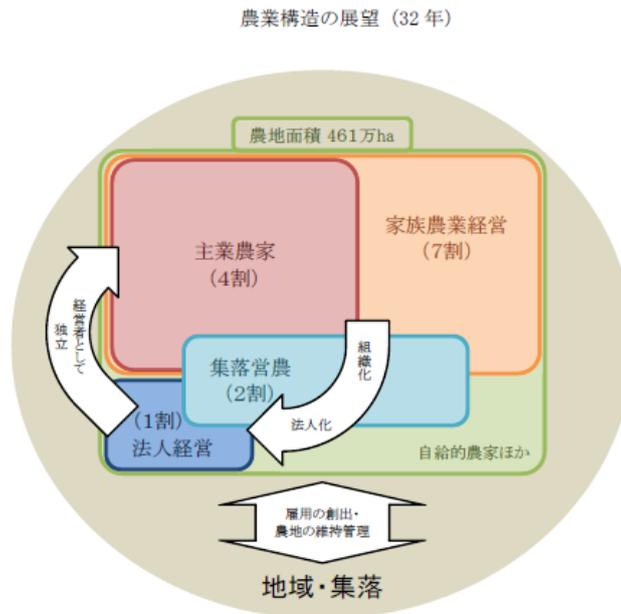
| 10部門の物的指標 | 物的指標当たりの 農業粗収益(円) |
|--------------|----------------------|
| 露地野菜 15a | 603,543 |
| 施設野菜 350㎡ | 491,000 |
| 果樹 10a | 436,597 |
| 露地花き 10a | 610,986 |
| 施設花き 250㎡ | 614,536 |
| 搾乳牛 1頭 | 887,085 |
| 肥育牛 1頭 | 849,310 |
| 豚 15頭 | 488,680 |
| 採卵鶏 150羽 | 434,452 |
| ブロイラー 1,000羽 | 484,825 |

注：「農業経営統計調査」の平成19～23年で、最高最低を除いた5中3の平均で算出

(3) 農林業センサスが把握すべき農業の規模について

集落営農などの組織経営や家族経営を一元的に捉え、新たなニーズに応える調査へと 2005 年農林業センサスにおいてフレーム転換を行ったところであるが、過去のセンサスを今後も情報資産として活用していくためには、過去との接続が重要である。

農林業経営体として把握している農業の規模は、従来の「販売農家」の数値を継続的に提供することが可能であり、その動向は、10 年後の農業構造を見通した「農業構造の展望」や食料・農業・農村基本法に基づく、食料・農業・農村白書等において活用される重要な指標として活用されていることから、農林業を総覧する全数調査として、引き続き経営耕地 30 アール並びに物的指標が示す規模以上の農業を把握していく必要がある。



資料：農林水産省「農業構造の展望」より抜粋

(参考) 諸外国の農業センサスにおける下限規模について

(1) 米国

1000 ドル以上の農産物を生産・販売したか、又は通常であれば販売したと考えられる全ての農場等と定義。

物的な指標は適用していないが、金額規模では我が国の1/5程度。

(2) 韓国

田あるいは畑を10a以上直接耕作する世帯。年間販売金額が120万ウォン(2010年当時で10万円弱)以上の世帯。あるいは、飼養する家畜の評価額が120万ウォン以上の世帯と定義(我が国の1経営体当たり経営耕地面積規模2.2ha、韓国1.2ha)。

(3) ドイツ

5ha以上の農用地を有するか、又は栽培面積及び家畜飼養頭羽数が一定規模以上の事業体又は会社と定義。

我が国の農業センサスと同様に、物的な指標を適用しているが、総じて上回っている(我が国の1経営体当たり経営耕地面積規模2.2ha、ドイツ55.8ha)。

| | 日本 | ドイツ |
|-------------|--------------------|--|
| 経営耕地面積 | 30a | (農用地)5ha |
| 露地野菜作付面積 | 15a | (野菜・いちご)50a |
| 施設野菜栽培面積 | 350 m ² | (施設栽培)10a |
| 施設花き栽培面積 | 250 m ² | |
| 果樹栽培面積 | 10a | (ぶどう・種苗・果樹)50a |
| 露地花き栽培面積 | 10a | (花き・鑑賞用植物)30a |
| 搾乳牛飼養頭数 | 1頭 | (牛)10頭 |
| 肥育牛飼養頭数 | 1頭 | |
| 豚飼養頭数 | 15頭 | (豚)50頭 又は(繁殖雌豚)10頭 |
| 採卵鶏飼養羽数 | 150羽 | (家禽)1000羽 |
| ブロイラー年間出荷羽数 | 1000羽 | |
| その他 | 農産物販売金額50万円相当 | (ホップ・たばこ)50a (羊・山羊)20頭 (露地永年作物)1ha (食用きのこ)10a |

2010年農業センサスのための世界計画(抜粋)

国連食料農業機関 (FAO)

ローマ・2005年

農林業センサスの適用範囲と有効範囲

3.9

従来、多くの加盟国はセンサスに含める単位に最小規模度を適用し、中心市街地など一定の地域を除外してきた。これは、普通、農業生産の合計にほとんど寄与しないたくさんの大変小規模な事業体があり、農業センサスにそれらを含めることはコスト効率が良くないという理由で正当化されている。しかしながら多くの加盟国では、小規模農業は家庭の食糧供給に著しく貢献し、多くの場合重要な補助的家計収入源になっている。加盟国の一部では、ほとんどすべての世帯が若干の鶏を飼うか、小規模な家庭菜園を持っているなど独立農業生産活動を行う。また、小規模事業体をセンサスに含めることは、女性の農作業への参加を反映するうえで重要である。

2000年世界農業センサス要綱(抜粋)

国連食料農業機関 (FAO)

ローマ・1995

カバリッジ

4.14

農業センサスは、原則として、農村地域及び都市地域両方を含む全国土の農業事業体をカバーすべきである。全部をカバーすることが、続く農業標本調査のフレームを提供するという目的を達成するために特に重要である。多くの国で、センサスの事業体には下限基準が設けられている。この下限基準が設けられている理由としては、一般に小規模事業体は数が多いが総農業生産への寄与が小さく、これをセンサス対象に含めると作業量が非常に増加するというところにある。

この理由については、ある国では受け入れられようが、小規模事業体が総生産量のかなりの部分を占めている多くの国々では受け入れられないであろう。いずれの場合にも小規模事業体は、農業構造の重要な部分を構成していることが多く、これらの事業体の情報を抜きにしては、全体像が描けないのである。農業センサスから小規模事業体を除いている国については、出来るかぎり下限基準を低くするよう、また除外された事業体については、特別の標本調査によってデータを収集する措置を講じるよう強く要望する。